

富樫実彫刻作品「空にかける階段」貸出要綱

平成21年7月24日
鶴岡市告示第435号

(趣旨)

第1条 この告示は、室内用富樫実彫刻作品「空にかける階段」(以下「彫刻作品」という。)の芸術性、精神性等を広く市民に伝えることを目的に展示する者に対し、市が所蔵する彫刻作品を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象彫刻作品)

第2条 貸出しの対象とする彫刻作品は、市が所蔵し櫛引庁舎で管理する彫刻作品とする。

(貸出対象者)

第3条 彫刻作品の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内にある国、県の施設の管理責任者で、その事業所に展示することを目的とする者
- (2) 市内にある学校教育法第1条に定める学校施設を管理する者
- (3) 市内にある事業所等の管理責任者で、その事業所に展示することを目的とする者
- (4) その他市長が適当と認める公共的団体

(申込み及び貸出点数)

第4条 彫刻作品の貸出しを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、申込み作品の貸出状況等を確認のうえ、富樫実彫刻作品「空にかける階段」借用申込書(様式第1号。以下「借用申込書」という。)を、借用する月の10日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 借用申込書の提出期間は、借用する月の6箇月前から10日前までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 貸出点数は、原則として3点以内とし、1点ごとに申込みするものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(貸出承認)

第5条 市長は、貸出しを承認したときは、申込者に対し、富樫実彫刻作品「空にかける階段」貸出承諾書(様式第2号)を交付する。

- 2 彫刻作品の貸出しを受けるときは、前項の貸出承諾書を提示し、借用証書(様式第3号)を提出しなければならない。

(貸出承認の制限)

第6条 市長は、彫刻作品の借用目的及び内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しを承認しない。

- (1) 政治活動であるもの
- (2) 宗教活動であるもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 広く市民に鑑賞する機会が与えられないもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 盗難等の恐れのある場所での展示又は保管であるもの
- (7) 借用申込みの彫刻作品が、既に貸出し又は貸出しが承認されているもの
- (8) その他市長が必要とする要件を満たさないもの

(貸出期間)

第7条 同一申込者に対する同一作品の貸出期間は、原則として1箇年以内とし、1回に限り更新することができるものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(費用負担)

第8条 彫刻作品の貸出料金は、無料とする。ただし、彫刻作品の貸出し、返却及び貸出期間中の維持管理に要する経費は、貸出しの承認を受けた者(以下「借用者」という。)の負担とする。

(遵守事項)

第9条 借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な維持管理に努めること。
- (2) 承認を受けた目的以外に彫刻作品を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (3) 紛失及び盗難防止に努め、日々の管理を怠らないこと。
- (4) 借用申込書の内容に変更が生じた場合は、市長に届け出ること。
- (5) 借用後2箇月以内に、富樫実彫刻作品「空にかける階段」展示状況報告書(様式第3号)を提出すること。
- (6) 彫刻作品を損傷等した場合は、直ちに市長に届け出ることとし、その修理に要する費用は、借用者の負担とする。ただし、借用者の責によらない場合は、この限りでない。
- (7) 市長が、貸出しした彫刻作品の展示及び保管状況等について臨時に報告を求め、実地に調査し又は必要な指示をする場合は、それに協力すること。

(承認の取消し)

第10条 市長は、借用者が、この告示の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者名 ㊟
〈担当者〉
氏 名
電話番号

富樫実彫刻作品「空にかける階段」借用申込書

富樫実彫刻作品「空にかける階段」を下記のとおり借用したいので、富樫実彫刻作品「空にかける階段」貸出要綱熟覧のうえ、申請します。

記

| | |
|---------|--|
| 借用目的 | |
| 借用期間 | 希 望 年 月 日 () ~ 年 月 日 () (借用日 年 月 日) (返却日 年 月 日) 下段 () 内は、調整後に記入 |
| 展示場所 | 所 在 千 一 鶴岡市 (展示場所・室名) 電 話 |
| 借用作品 No | 〈富樫実彫刻作品「空にかける階段」〉 作品 No, |

※ 借用申込申請にあたり、追加の資料提出を求められた場合は、その指示に従います。

年 月 日

様

鶴岡市長

印

富樫実彫刻作品「空にかける階段」貸出承諾書

年 月 日付けで申込みのありました富樫実彫刻作品「空にかける階段」の借用について、下記のとおり承諾します。

記

| | |
|------|----------------------------|
| 貸出作品 | 富樫実彫刻作品「空にかける階段」 作品 No, |
| 貸出期間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
| 展示場所 | 所在 鶴岡市 (展示場所・室名) |

使用条件

- 1 貸出し場所及び返却場所については櫛引庁舎総務課となります。
- 2 借用日及び返却日を遵守するものとし、借用期間中は、この承諾書も保存願います。
- 3 富樫実彫刻作品「空にかける階段」貸出要綱及び職員の指示事項を守ってください。
- 4 彫刻作品の貸出し、返却及び貸出期間中の維持管理に要する経費は、申請者において負担してください。
- 5 市が、当該彫刻作品の展示会を行う場合は、貸出し期間中であっても協力してください。
- 6 借用申込書提出時の展示場所を変更する場合は、届出をしてください。
- 7 善良な維持管理に努めてください。なお、万一損傷等した場合は、直ちにその旨を報告し、指示を受けてください。
- 8 作品を返却する時は、作者の紹介カード及びそのスタンドも返却してください。

その他条件

[]

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

借用者 住 所
名 称
代表者名 ⑩
〈受領者〉
氏 名 ⑩
電話番号 _____

富樫実彫刻作品「空にかける階段」借用証書

貸出承諾書の交付を受けた、下記彫刻作品を確かに借用いたします。

記

富樫実彫刻作品「空にかける階段」

作品No. _____

【備 考】

- ・ 作品受領時に特に気付いた点等あれば記入

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

鶴岡市長

様

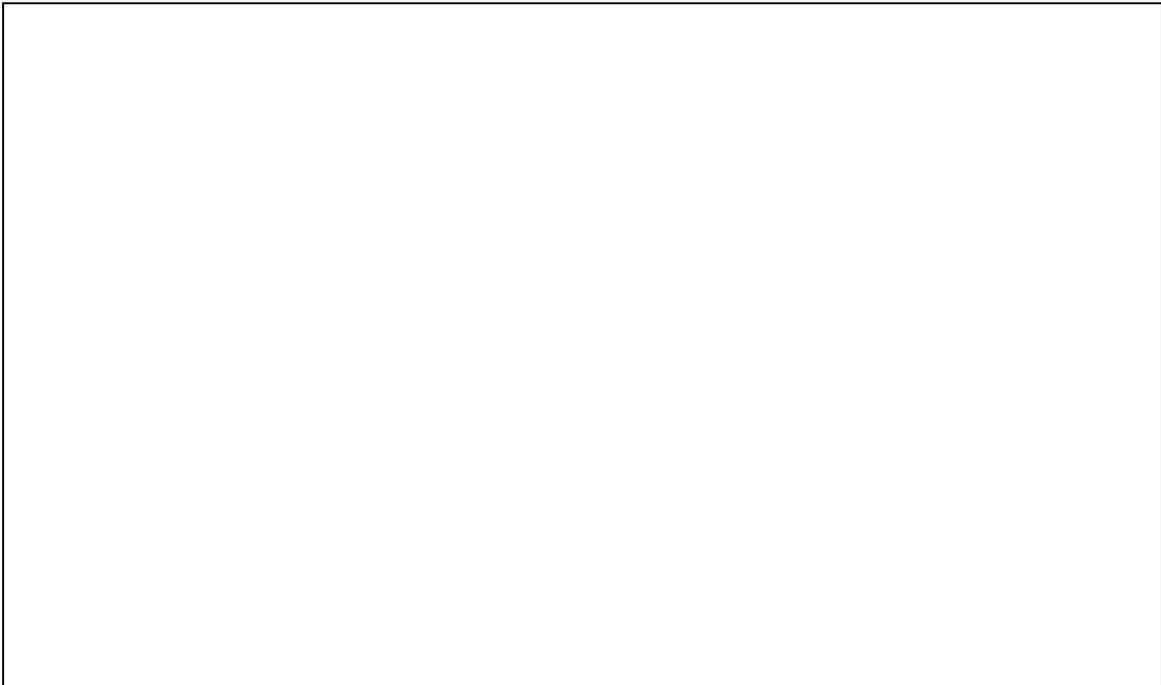
借用者 住 所
名 称
代表者名
〈担当者〉
氏 名
電話番号

㊟

富樫実彫刻作品「空にかける階段」展示状況報告書

借用している彫刻作品の展示状況については、下記写真のとおりです。

作品及び展示状況が分かる写真



撮影年月日: 年 月 日

展示建物名

展示場所(室)名

「空にかける階段」作品No.